

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年十一月二十四日通商産業省令第八十九号）

改 正 案

現 行

改 正 案	現 行				
<p>目次</p> <p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義（第一条 第二条）</p> <p>第二節 訪問販売（第三条 第七条の二）</p> <p>第三節 通信販売（第八条 第十六条）</p> <p>第四節 電話勧誘販売（第十七条 第二十三条の二）</p> <p>第二章 連鎖販売取引（第二十四条 第三十一条の二）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（第三十二条 第三十九条の二）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（第三十九条の三 第四十六条の二）</p> <p>第五章 雑則（第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第四号に掲げる事項については、次項及び第四項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="191 224 478 403"> <p>一 商品の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関</p> </td> <td data-bbox="191 403 478 1097"> <p>イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の二において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことが</p> </td> </tr> </table>	<p>一 商品の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関</p>	<p>イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の二において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことが</p>	<p>目次</p> <p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義（第一条 第二条）</p> <p>第二節 訪問販売（第三条 第七条）</p> <p>第三節 通信販売（第八条 第十六条）</p> <p>第四節 電話勧誘販売（第十七条 第二十三条）</p> <p>第二章 連鎖販売取引（第二十四条 第三十一条）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（第三十二条 第三十九条）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（第四十条 第四十六条）</p> <p>第五章 雑則（第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第四号に掲げる事項については、次項及び第四項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="191 1142 478 1321"> <p>一 商品の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関</p> </td> <td data-bbox="191 1321 478 2016"> <p>イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過する日までの間は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> </td> </tr> </table>	<p>一 商品の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関</p>	<p>イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過する日までの間は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p>
<p>一 商品の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関</p>	<p>イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の二において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことが</p>				
<p>一 商品の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関</p>	<p>イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過する日までの間は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p>				

する事項

できること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ニ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。

ホ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は販売業者の負担とすること。

ヘ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、商品の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し

する事項

ロ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ハ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。

ニ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は販売業者の負担とすること。

ホ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、商品の代金が支払われているときは、販売業者は、速やかに、その全額を

<p>二 権利の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関 する事項</p>	<p>、速やかに、その全額を返還すること。</p>
<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に法 第四条の書面を受領した場合にあつては、その 書面を受領した日）から起算して八日を経過す るまでは、申込者等は、書面により権利の売買 契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を 行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が 、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契 約の解除に関する事項につき不実のことを告げ る行為をしたことにより誤認をし、又は販売業 者が同条第三項の規定に違反して威迫したこと により困惑し、これらによつて当該契約の申込 みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合に は、当該販売業者が交付した法第九条第一項第 一号の書面を当該申込者等が受領した日から起 算して八日を経過するまでは、当該申込者等は 、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約 の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解 除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又 は契約の解除に係る書面を発した時に、その効 力を生ずること。</p> <p>ニ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解 除があつた場合においては、販売業者は、申込 者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約 の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求 することができないこと。</p> <p>ホ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解</p>	<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に法 第四条の書面を受領した場合にあつては、その 書面を受領した日）から起算して八日を経過す る日までの間は、書面により権利の売買契約の 申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うこ とができること。</p>

<p>二 権利の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関 する事項</p>	<p>返還すること。</p>
<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に法 第四条の書面を受領した場合にあつては、その 書面を受領した日）から起算して八日を経過す る日までの間は、書面により権利の売買契約の 申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うこ とができること。</p> <p>ロ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、 当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る 書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ハ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があ つた場合においては、販売業者は、その契約の 申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又 は違約金の支払を請求することができないこと 。</p> <p>ニ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があ</p>	<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に法 第四条の書面を受領した場合にあつては、その 書面を受領した日）から起算して八日を経過す る日までの間は、書面により権利の売買契約の 申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うこ とができること。</p>

<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>	
<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第六条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを</p>	<p>除があつた場合において、その売買契約に係る権利の移転が既にされているときは、その返還に要する費用は販売業者の負担とすること。</p> <p>ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>ト イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該申込者等は、当該販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。</p> <p>チ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>

<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>	
<p>イ 第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過する日までの間は、書面により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。</p>	<p>つた場合において、その売買契約に係る権利の移転が既にされているときは、その返還に要する費用は販売業者の負担とすること。</p> <p>ホ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当該販売業者は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>ヘ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該権利に係る役務の提供に伴い申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。</p> <p>ト イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、権利の代金が支払われているときは、販売業者は、速やかに、その全額を返還すること。</p>

告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

二 イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ホ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと。

ヘ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。

ト イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解

ロ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ハ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者は、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

二 イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと。

ホ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は、速やかに、その全額を返還すること。

ヘ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行

除を行つた場合において、当該役務提供契約に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該申込者等は、当該役務提供事業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。

2 (略)

3 当該売買契約に係る指定商品が法第九条第一項第二号の政令で定める指定商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、第一項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一 (略)

二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)は契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

4・5 (略)

(訪問販売における重要事項)

第六条の二 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 商品の効能

二 商品の商標又は製造者名

三 商品の販売数量

四 商品の必要数量

五 役務又は権利に係る役務の効果

つた場合において、当該役務提供契約に係る役務の提供に伴い申込者等(法第九条第一項の申込者等をいう。)の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。

2 (略)

3 当該売買契約に係る指定商品が法第九条第一項第二号の政令で定める指定商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、第一項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一 (略)

二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

4・5 (略)

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

四・六 (略)

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第七条の二 法第九条第一項第一号の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

二 法第九条第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。

三 法第九条第二項から第七項までの規定に関する事項

四 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

五 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

六 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日

七 商品名及び商品の商標又は製造者名

八 商品の型式又は種類(権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類)

九 商品の数量

2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第一によること。

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三・五 (略)

5 販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項第一号の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 磁気的方法又は光学的方法によりプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。)を記録した物を販売する場合、又は電子計算機を使用する方法により映画、演劇、音楽、スポーツ、写真若しくは絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞させ、若しくは観覧させる役務を提供する場合、若しくはプログラムを電子計算機に備えられたファイルに記録し、若しくは記録させる役務を提供する場合には、当該商品又は役務を利用するために必要な電子計算機の仕様及び性能その他の必要な条件

七 前三号に掲げるもののほか商品の販売数量の制限その他の特別の商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件があるときは、その内容

八 十 (略)

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項第十号に掲げる事項について、その広告の用に供される電磁的記録の表題部の最前部に、本文で用いられるものと同一の文字コードを用いて符号化することにより、「井」と表示しなければならない。ただし、電磁的記録の表題部の表示が、当該電磁的記録の送信に必要な範囲において他の符号化方法により重ねて符号化されるときは、重ねて符号化される前の文字コードが本文で用いられるものと同一の文字コードでなければならない。

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 前二号に掲げるもののほか商品の販売数量の制限その他の特別の商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件があるときは、その内容

七 九 (略)

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項第九号に掲げる事項について、その広告の用に供される電磁的記録の表題部の最前部に、本文で用いられるものと同一の文字コードを用いて符号化することにより、「井」と表示しなければならない。ただし、電磁的記録の表題部の表示が、当該電磁的記録の送信に必要な範囲において他の符号化方法により重ねて符号化されるときは、重ねて符号化される前の文字コードが本文で用いられるものと同一の文字コードでなければならない。

第十条 法第十一条第一項ただし書の規定により同項第一号及び第八条第一項第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条第一項各号に定める事項（第八条第一項第三号及び第六号から第十号までに掲げる事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第一項第二号から第五号までに定める事項（第八条第一項第三号、第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第一項第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

3・4 (略)

(誇大広告等の禁止)

第十一条 法第十二条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の効果

二 (略)

三 商品の原産地若しくは製造地、商標又は製造者名

第十条 法第十一条第一項ただし書の規定により同項第一号及び第八条第一項第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示しないことができる場合はその金銭を全部表示しない場合とし、この場合において法第十一条第一項各号に定める事項（第八条第一項第三号及び第六号から第十号までに掲げる事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十一条第一項第二号から第五号までに定める事項（第八条第一項第三号、第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条第一項第三号に掲げる事項及び商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者がその責任を負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項についてはこの限りでない。

3・4 (略)

(誇大広告等の禁止)

第十一条 法第十二条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の性能、品質若しくは効能、役務の内容若しくは効果又は権利の内容若しくはその権利に係る役務の効果

二 (略)

三 商品の原産地若しくは製造地又は製造者名

四 (略)

第十五条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」という。）第七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。一・二 (略)

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第四号に掲げる事項については、次項及び第四項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の
売買契約
の申込み
の撤回又
はその売
買契約の
解除に関
する事項

イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の二において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した

四 (略)

第十五条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）第七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。一・二 (略)

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第四号に掲げる事項については、次項及び第四項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の
売買契約
の申込み
の撤回又
はその売
買契約の
解除に関
する事項

イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過する日までの間は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。

<p>二 権利の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関 する事項</p>	
<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面により権利の撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第二十一条第一項の規定に違反して権利の売買契約の申込みの撤回又はその売</p>	<p>日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ニ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。</p> <p>ホ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は販売業者の負担とすること。</p> <p>ヘ イ又はロの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、商品の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>
<p>二 権利の 売買契約 の申込み の撤回又 はその売 買契約の 解除に関 する事項</p>	
<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過する日までの間は、書面により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p>	<p>ロ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ハ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。</p> <p>ニ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は販売業者の負担とすること。</p> <p>ホ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、商品の代金が支払われているときは、販売業者は、速やかに、その全額を返還すること。</p>

買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。

ハ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

二 イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ホ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る権利の移転が既にされているときは、その返還に要する費用は販売業者の負担とすること。

ヘ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当該販売業者は、申込者等に対し、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。

ト イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該権利に係る役務

ロ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ハ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、販売業者は、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

二 イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、その売買契約に係る権利の移転が既にされているときは、その返還に要する費用は販売業者の負担とすること。

ホ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により施設が利用され又は役務が提供されたときにおいても、当該販売業者は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。

ヘ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該権利に係る役務の提供

	<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p>
<p>の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該申込者等は、当該販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。</p> <p>チ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>	<p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第二十四条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解</p>
<p>に併い申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。</p> <p>ト イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、権利の代金が支払われているときは、販売業者は、速やかに、その全額を返還すること。</p>	<p>三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項</p> <p>イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過する日までの間は、書面により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除は、</p>

3 2 (略)
政令で定める指定商品に係る指定商品が法第二十四条第一項第二号の

除は、申込者等が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

二 イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者は、申込者等に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ホ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと。

ヘ イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。

ト イ又は口の契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該役務提供契約に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該申込者等は、当該役務提供事業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。

3 2 (略)
政令で定める指定商品に係る指定商品が法第二十四条第一項第二号の

当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ハ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者は、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

二 イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと。

ホ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は、速やかに、その全額を返還すること。

ヘ イの契約の申込みの撤回又は契約の解除を行つた場合において、当該役務提供契約に係る役務の提供に伴い申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができること。

用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、第一項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一 (略)

二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)は契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

4・5 (略)

(電話勧誘販売における重要事項)

第二十二條の二 法第二十一條第一項第一号の經濟産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名
- 三 商品の販売数量
- 四 商品の必要数量
- 五 役務又は権利に係る役務の効果

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三條 法第二十二條第三号の經濟産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。
- 四・五 (略)

(契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第二十三條の二 法第二十四條第一項第一号の書面には、次に掲

用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、第一項の書面には、第一項の表第一号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一 (略)

二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができないこと。

4・5 (略)

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三條 法第二十二條第三号の經濟産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三・四 (略)

げる事項を記載しなければならない。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二 法第二十四条第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。
- 三 法第二十四条第二項から第七項までの規定に関する事項
- 四 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 五 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
- 六 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日
- 七 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 八 商品の型式又は種類（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）
- 九 商品の数量
- 2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 4 前三項の規定により交付する書面は、様式第一によること。
- 5 販売業者又は役務提供事業者は、法第二十四条第一項第一号の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

（連鎖販売取引における重要事項）

第二十四条の二 法第三十四条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名

- 三 商品の販売数量
- 四 役務又は権利に係る役務の効果

(法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所)

第二十四条の三 法第三十四条第四項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 営業所
- 二 代理店
- 三 露店、屋台店その他これらに類する店
- 四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 広告をする統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号(勧誘者又は一般連鎖販売業者にあつては、その連鎖販売業に係る統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号を含む。)

二 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が法人であつて、電子情報処理組織(統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により広告をする場合には、当該統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者の代表者又は連鎖販売業に関する業務の責任者の氏名

三 (略)

四 電磁的方法により広告をするときは、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の電子メールアドレス

五 (略)

(連鎖販売取引についての広告)

第二十五条 法第三十五条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 広告をする統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号

二 統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者が法人であつて、電子情報処理組織(統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により広告をする場合には、当該統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者の代表者又は連鎖販売業に関する業務の責任者の氏名

三 (略)

四 電磁的方法により広告をするときは、統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者の電子メールアドレス

五 (略)

2 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、前項第五号に掲げる事項について、その広告の用に供される電磁的記録の表題部の最前部に、本文で用いられるものと同一の文字コードを用いて符号化することにより「未承諾広告」と表示しなければならぬ。ただし、電磁的記録の表題部の表示が、当該電磁的記録の送信に必要な範囲において他の符号化方法により重ねて符号化されるときは、重ねて符号化される前の文字コードが本文で用いられるものと同一の文字コードでなければならない。

(適用除外)

第二十六条の二 法第三十五条第二項のその相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときは、次のいずれかのときとする。

一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他人に委託して広告をする場合であつて、その委託を受けた者がその委託に係る事業において次のイ及びロのいずれにも該当するとき。

イ・ロ (略)

二 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者による当該役務の提供に際して、広告をするとき。

(連絡方法の表示)

第二十六条の三 相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするときであつて、法第三十五条第二項の規定によりその相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示するときは、その広告の用に供される電磁的記録の本文の最前部に「事業者」との表示に続けて次の事項を表示し、かつ、その相手方が広告の提供を受けることを希望しない旨及びその相手方の電子メールアドレスを通知することによつ

2 統括者、勧誘者又は連鎖販売業者は、前項第五号に掲げる事項について、その広告の用に供される電磁的記録の表題部の最前部に、本文で用いられるものと同一の文字コードを用いて符号化することにより「未承諾広告」と表示しなければならぬ。ただし、電磁的記録の表題部の表示が、当該電磁的記録の送信に必要な範囲において他の符号化方法により重ねて符号化されるときは、重ねて符号化される前の文字コードが本文で用いられるものと同一の文字コードでなければならない。

(適用除外)

第二十六条の二 法第三十五条第二項のその相手方の求めに応じて広告をするとき、その他の経済産業省令で定めるときは、次のいずれかのときとする。

一 統括者、勧誘者又は連鎖販売業者が他人に委託して広告をする場合であつて、その委託を受けた者がその委託に係る事業において次のイ及びロのいずれにも該当するとき。

イ・ロ (略)

二 統括者、勧誘者又は連鎖販売業者が、電磁的方法により送信しようとする電磁的記録の一部に広告を掲載することを条件として利用者に電磁的方法の使用に係る役務を提供する者による当該役務の提供に際して、広告をするとき。

(連絡方法の表示)

第二十六条の三 相手方の請求に基づかないで、かつ、その承諾を得ないで電磁的方法により広告をするときであつて、法第三十五条第二項の規定によりその相手方が電磁的方法による広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための方法を表示するときは、その広告の用に供される電磁的記録の本文の最前部に「事業者」との表示に続けて次の事項を表示し、かつ、その相手方が広告の提供を受けることを希望しない旨及びその相手方の電子メールアドレスを通知することによつ

て当該統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者からの電磁的方法による広告の提供が停止されることを明らかにしなければならない。

- 一 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称
- 二 (略)

(誇大広告等の禁止)

第二十七条 法第三十六条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の効果

二 商品の原産地若しくは製造地、商標又は製造者名

三・四 (略)

五 商品、権利若しくは役務、統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者の行う事業についての国、地方公共団体、著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与

六 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項(法第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。)

(連鎖販売取引における書面の交付)

第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

一(八) (略)

九 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第二

項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同

て当該統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者からの電磁的方法による広告の提供が停止されることを明らかにしなければならない。

- 一 統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者の氏名又は名称
- 二 (略)

(誇大広告等の禁止)

第二十七条 法第三十六条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の性能、品質若しくは効能、役務の内容若しくは効果又は権利の内容若しくはその権利に係る役務の効果

二 商品の原産地若しくは製造地又は製造者名

三・四 (略)

五 商品、権利若しくは役務、統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者又は統括者、勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者の行う事業についての国、地方公共団体、著名な法人その他の団体又は著名な個人の関与

六 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項(法第四十条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)

(連鎖販売取引における書面の交付)

第二十八条 法第三十七条第一項の規定により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその連鎖販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

一(八) (略)

条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

十(略)

2・3(略)

第二十九条 法第三十七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 連鎖販売業を行う者が統括者でない場合には、当該連鎖販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

三(略)

七 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)(又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。))の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

八(略)

第三十条 法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者

九(略)

2・3(略)

第二十九条 法第三十七条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 連鎖販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二(略)

六(略)

第三十条 法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者

が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一（略）	（略）
二（略）	（略）
三 法第四十條第一項の規定による当該契約の解除に関する事項（法第四十條第二項及び第三項の規定に関する事項を含む。）	<p>イ 法第三十七條第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入に於いてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過するまでは、連鎖販売加入者は、書面によりその契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が法第三十四條第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同條第二項の規定に違反して法第四十條第一項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同條第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十條第一項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が交付した法第四十條第一項の書面を当該連鎖販売加</p>

が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一（略）	（略）
二（略）	（略）
三 当該契約の解除に関する事項（法第四十條第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）	<p>イ 法第三十七條第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入に於いてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過する日までの間は、書面によりその契約の解除を行うことができること。</p>

<p>四 法第四 十條の二 第一項の 規定によ る商品に 係る連鎖 販売契約 の解除に</p>	
<p>イ 法第三十七條第二項の書面を受領した日（その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日）がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日）から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かつて連鎖販売契約の解除を行うことが</p>	<p>入者が受領した日から起算して二十日を経過するまでは、当該連鎖販売加入者は、書面により当該契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又は口の契約の解除があつた場合において、その連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売加入者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。</p> <p>ニ イ又は口の契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ホ イ又は口の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とすること。</p> <p>ヘ イ又は口の契約の解除があつた場合において、当該契約に係る商品若しくは権利の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、連鎖販売業を行う者は、連鎖販売加入者に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>
	<p>ヘ (略)</p> <p>ハ イの契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ニ イの契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とすること。</p> <p>ホ イの契約の解除があつた場合において、当該契約に係る商品若しくは権利の代金若しくは役務の対価の支払又は取引料の提供が行われているときは、連鎖販売業を行う者は、速やかに、その全額を返還すること。</p> <p>口 イの契約の解除があつた場合において、その連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。</p>

関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

できること。

ロ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除されたときは、連鎖販売業者を行う者は、連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約を締結した日から一年を経過していない者に限る。以下この号において同じ。）に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及び次に掲げる額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。

(1) 当該連鎖販売契約に基づき引渡しがされた当該商品（法第四十条の二第二項の規定により当該商品に係る商品の販売に係る契約（当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下この号において「商品販売契約」という。）が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額

(2) 提供された特定利益その他の金品（法第四十条の二第二項の規定により解除された当該商品販売契約に係る商品に係るものに限る。）に相当する額

ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業者を行う者が、連鎖販売加入者に対し、既に、連鎖販売業者に係る商品の販売等を行っているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者は商品販売契約の解除を行うことができること。

(1) 当該商品の引渡し（当該商品が施設を利用し又は役務の提供を受ける権利である場合に

- あつては、その移転。以下この号において同じ。）を受けた日から起算して九十日を経過したとき。
- (2) 当該商品を再販売したとき。
- (3) 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該連鎖販売業に係る商品の販売を行った者が当該連鎖販売加入者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。
- (4) 令第十条の二で定めるとき。
- 二 八に記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、連鎖販売業に係る商品の販売を行った者は、連鎖販売加入者に対し、次の(1)に該当する場合にあつてはその定める額、又は次の(2)に該当する場合にあつてはその定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができること。
- (1) 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合
合 当該商品の販売価格の十分の一に相当する額
- (2) 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額
- ホ 八に記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者は、連帯して、その解除によつて生ずる当該商品の販売を行った者の債務の弁済の責めに任ずること。
- へ 連鎖販売契約又は商品販売契約の解除について特約がある場合には、その内容

<p>五 法第四十條の二第一項の規定による役務に係る連鎖販売契約の解除に関する事項(同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。</p>	<p>イ 法第三十七條第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した後においては、連鎖販売加入者は将来に向かつて連鎖販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除されたときは、連鎖販売業を行う者は、連鎖販売加入者に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及び当該連鎖販売契約に基づき提供された役務の対価に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>ハ 連鎖販売契約の解除について特約がある場合には、その内容</p>
<p>七 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>4 書面に記載するに際し、第一項の表第三号の下欄に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。</p> <p>(連鎖販売取引における禁止行為)</p> <p>第三十一條 法第三十八條第四号の經濟産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>4 書面に記載するに際し、第一項の表第三号の下欄のイからホまでに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。</p> <p>(連鎖販売取引における禁止行為)</p> <p>第三十一條 法第三十八條第四号の經濟産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p>

二 一般連鎖販売業者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、法第三十四条第一項各号に掲げる事項につき、故意に事実を告げないこと。

三 六 (略)

七 連鎖販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。

八 (略)

(連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十一条の二 法第四十条第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 連鎖販売契約の内容

二 法第四十条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により連鎖販売契約の解除を行うことができること。

三 法第四十条第二項及び第三項の規定に関する事項

四 統括者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

五 連鎖販売業を行う者が統括者でない場合には、当該連鎖販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

六 契約年月日

2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第二によること。
5 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、法第四十条第一項

二 連鎖販売業を行う者(統括者又は勧誘者以外の者であつて

連鎖販売業を行う者に限る。)がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、法第三十四条第一項各号に掲げる事項につき、故意に事実を告げないこと。

三 六 (略)

七 (略)

の書面を連鎖販売加入者に交付した際には、直ちに連鎖販売加入者が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について連鎖販売加入者に告げなければならぬ。

(特定継続的役務提供における書面の交付等)

第三十二条 法第四十二条第一項の規定により特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者に対して交付する特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面には、当該特定継続的役務提供等契約に係る次の事項を明記しなければならない。

一 特定継続的役務提供契約にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 役務の提供に際し役務の提供を受けようとする者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名、種類及び数量

二ノチ (略)

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

ヌ・ル (略)

二 特定権利販売契約にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 権利の行使による役務の提供に際し特定継続的役務の提

(特定継続的役務提供における書面の交付等)

第三十二条 法第四十二条第一項の規定により特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者に対して交付する特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面には、当該特定継続的役務提供等契約に係る次の事項を明記しなければならない。

一 特定継続的役務提供契約にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 役務の提供に際し役務の提供を受けようとする者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名

二ノチ (略)

リ 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十条の四(同法第三十条の五において準用する場合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

ヌ・ル (略)

二 特定権利販売契約にあつては、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 権利の行使による役務の提供に際し特定継続的役務の提

供を受ける権利を購入しようとする者が購入する必要のある商品がある場合にはその商品名、種類及び数量

二）チ（略）

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

又）ル（略）

2・3（略）

第三十三条 法第四十二条第二項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 役務を提供する時間数、回数その他の数量の総計

四（略）

2 法第四十二条第二項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一）三（略）

四 役務の提供に際し役務の提供を受けようとする者が購入する必要がある商品がある場合にはその種類及び数量

五 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場

供を受ける権利を購入しようとする者が購入する必要のある商品がある場合にはその商品名

二）チ（略）

リ 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

又）ル（略）

2・3（略）

第三十三条 法第四十二条第二項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 役務を提供する時間数の総計

四（略）

2 法第四十二条第二項第七号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一）三（略）

四 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五において準用する場合を

合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

六〇八 (略)

第三十四条 法第四十二条第二項の規定により交付する書面(以下この条において「契約書面」という。)に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 (略)	(略)
<p>二 法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。)</p>	<p>イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける者は、書面により特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、特定継続的役務の提供を受ける者が、役員提供事業者が法第四十四条第一項の規定に違反して法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役員提供事業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかつた場合には、当該役員提供事業者が交付した法第四十八条第一項の書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者が受領した日から起算して八日を経過するまで</p>

む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役員提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

五〇七 (略)

第三十四条 法第四十二条第二項の規定により交付する書面(以下この条において「契約書面」という。)に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 (略)	(略)
<p>二 法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。)</p>	<p>イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過する日までの間は、書面により特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。</p>

は、当該特定継続的役務の提供を受ける者は、書面により当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の解除は、特定継続的役務の提供を受ける者が、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ニ イ又はロの契約の解除があつた場合には、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ホ イ又はロの契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、当該特定継続的役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと。

ヘ イ又はロの契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、その全額を返還すること。

ト イ又はロの契約の解除があつた場合において、役務提供事業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、特定継続的役務の提供を受ける者は、当該関連商品販売契約についても解除を行うことができること。

チ トの解除の申出先が役務提供事業者と異なる場合には、その旨及び申出先

リ トの契約の解除は、当該契約の解除に係る書

ロ イの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ハ イの契約の解除があつた場合には、役務提供事業者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ニ イの契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、役務提供事業者は、当該特定継続的役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと。

ホ イの契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、役務提供事業者は、速やかに、その全額を返還すること。

ヘ イの契約の解除があつた場合において、役務提供事業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、関連商品販売契約についても解除を行うことができること。

ト への解除の申出先が役務提供事業者と異なる場合には、その旨及び申出先

チ への契約の解除は、当該契約の解除に係る書

<p>三 法第四十九條第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項</p>	
<p>イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、特定継続的役務の提供を受ける者は、将来に向かつて特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イの契約の解除があつた場合には、役務提供事業者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対して、提供された役務の対価及び当該解除によつて通常生ずる損害の額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと並びに提供された役務の対価の精算方法</p> <p>ハ イの契約の解除があつた場合において、役務提供事業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つているときは、特定継続的役務</p>	<p>面を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>又 トの契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行つた者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。</p> <p>ル トの契約の解除があつた場合において、当該関連商品販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は関連商品の販売を行つた者の負担とすること。</p> <p>リ トの契約の解除があつた場合において、当該関連商品販売契約に関連して金銭を受領しているときは、関連商品の販売を行つた者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>

<p>三 法第四十九條第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項</p>	
<p>イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、将来に向かつて特定継続的役務提供契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イの契約の解除があつた場合には、役務提供事業者は、提供された役務の対価及び当該解除によつて通常生ずる損害の額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと並びに提供された役務の対価の精算方法</p> <p>ハ イの契約の解除があつた場合において、役務提供事業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つているときは、関連商品販売契</p>	<p>面を發した時に、その効力を生ずること。</p> <p>リ への契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行つた者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。</p> <p>又 への契約の解除があつた場合において、当該関連商品販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は関連商品の販売を行つた者の負担とすること。</p> <p>ル への契約の解除があつた場合において、当該関連商品販売契約に関連して金銭を受領しているときは、関連商品の販売を行つた者は、速やかに、その全額を返還すること。</p>

<p>を含む。</p>	<p>の提供を受ける者は、当該関連商品販売契約についても解除を行うことができること。</p> <p>二 (略)</p> <p>ホ 八の契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行った者は、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、関連商品の通常の使用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額)、関連商品の販売価格に相当する額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>へ (略)</p>
<p>2 特定継続的役務提供契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができず、前項の書面には、同項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該販売業者が当該特定継続的役務の提供を受ける者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>第三十五条 法第四十二条第三項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>

<p>を含む。</p>	<p>約についても解除を行うことができること。</p> <p>二 (略)</p> <p>ホ 八の契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行った者は、関連商品の通常の使用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額)、関連商品の販売価格に相当する額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>へ (略)</p>
<p>2 特定継続的役務提供契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができず、前項の書面には、同項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは契約の解除を行うことができないこと。</p> <p>3 5 (略)</p>	<p>第三十三条 法第四十二条第三項第一号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>

一 (略)	(略)
二 法第四十八條第	イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、特定継続的役務の提供を受ける

一・二 (略)

三 権利の行使による役務を提供を受けることができる時間数、回数その他の数量の総計

四 (略)

2 法第四十二條第三項第七号の經濟産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 当該権利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合にはその種類及び数量

五 割賦販売法第二條第二項に規定するローン提携販売の方法又は同條第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九條の四第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十條の四(同法第三十條の五第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

六 八 (略)

第三十六條 法第四十二條第三項の規定により交付する書面(以下この条において「契約書面」という。)に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 (略)	(略)
二 法第四十八條第	イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過する日までの間は、書面により特定権利販売

一・二 (略)

三 権利の行使による役務を提供を受けることができる時間数の総計

四 (略)

2 法第四十二條第三項第七号の經濟産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 割賦販売法第二條第二項に規定するローン提携販売の方法又は同條第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により役務の提供を行う場合には、同法第二十九條の四第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)又は同法第三十條の四(同法第三十條の五において準用する場合を含む。)の規定に基づきローン提携販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

五 七 (略)

第三十六條 法第四十二條第三項の規定により交付する書面(以下この条において「契約書面」という。)に記載する同項第二号、第五号及び第六号に掲げる事項については次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

権利を購入する者は、書面により特定権利販売契約の解除を行うことができること。

ロ イに記載した事項にかかわらず、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が、販売業者が法第四十四条第一項の規定に違反して法第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が法第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて法第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第四十八条第一項の書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、書面により当該特定権利販売契約の解除を行うことができること。

ハ イ又はロの契約の解除は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者が、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ニ イ又はロの契約の解除があつた場合には、販売業者は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができること。

ホ イ又はロの契約の解除があつた場合において、当該特定権利販売契約に係る権利の移転が既にされているときは、その返還に要する費用は販売業者の負担とすること。

一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。）

契約の解除を行うことができること。

ロ イの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ハ イの契約の解除があつた場合には、販売業者は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ニ イの契約の解除があつた場合において、当該特定権利販売契約に係る権利の移転が既にされているときは、その返還に要する費用は販売業者の負担とすること。

ヘ イ又は口の契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により役務が提供されたときに、既にても、販売業者は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。

ト イ又は口の契約の解除があつた場合において、当該特定権利販売契約に関連して金銭を受領しているときは、販売業者は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し、速やかに、その全額を返還すること。

チ イ又は口の契約の解除があつた場合において、販売業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、当該関連商品販売契約についても解除を行うことができること。

リ チの解除の申出先が役務提供事業者と異なる場合には、その旨及び申出先

又 チの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

ル チの契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行った者は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ヲ チの契約の解除があつた場合において、当該関連商品販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は関連商品の販売を行った者の負担とすること。

ワ チの契約の解除があつた場合において、当該

ホ イの契約の解除があつた場合には、既に権利の行使により役務が提供されたときにおいても、販売業者は、当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができないこと。

ヘ イの契約の解除があつた場合において、当該特定権利販売契約に関連して金銭を受領しているときは、販売業者は、速やかに、その全額を返還すること。

ト イの契約の解除があつた場合において、販売業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行っているときは、関連商品販売契約についても解除を行うことができること。

チ トの解除の申出先が役務提供事業者と異なる場合には、その旨及び申出先

リ トの契約の解除は、当該契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生ずること。

又 トの契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行った者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。

ル トの契約の解除があつた場合において、当該関連商品販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は関連商品の販売を行った者の負担とすること。

ヲ トの契約の解除があつた場合において、当該

	<p>三 法第四十九條第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項(同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。)</p>
<p>関連商品販売契約に関連して金銭を受領しているときは、関連商品の販売を行った者は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し、速やかに、その全額を返還すること。</p>	<p>イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、特定権利販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イの契約の解除があつた場合には、販売業者は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し、権利の行使により通常得られる利益に相当する額(当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価格を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)、権利の販売価格に相当する額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>ハ イの契約の解除があつた場合において、販売業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つているときは、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者は、当該関連商品販売契約についても解除を行うことができること。</p> <p>二 (略)</p> <p>ホ 八の契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行った者は、特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に対し、関連商品の通</p>
<p>関連商品販売契約に関連して金銭を受領しているときは、関連商品の販売を行った者は、速やかに、その全額を返還すること。</p>	<p>三 法第四十九條第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項(同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。)</p> <p>イ 契約書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、特定権利販売契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イの契約の解除があつた場合には、販売業者は、権利の行使により通常得られる利益に相当する額(当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価格を控除した額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)、権利の販売価格に相当する額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。</p> <p>ハ イの契約の解除があつた場合において、販売業者が関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つているときは、当該関連商品販売契約についても解除を行うことができること。</p> <p>二 (略)</p> <p>ホ 八の契約の解除があつた場合には、関連商品の販売を行った者は、関連商品の通常の使用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当</p>

常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額）、関連商品の販売価格に相当する額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。

へ（略）

2 特定権利販売契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、同項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一（略）
- 二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該販売業者が当該特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は契約の解除を行うことができないこと。

3～5（略）

（誇大広告等の禁止）

第三十七条 法第四十三条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 役務又は権利の種類又は内容
- 二～八（略）

する額から当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超えるときは、その額）、関連商品の販売価格に相当する額又は契約の締結及び履行のために通常要する費用の額にこれらに対する遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと。

へ（略）

2 特定権利販売契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、同項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

- 一（略）
- 二 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは契約の解除を行うことができないこと。

3～5（略）

（誇大広告等の禁止）

第三十七条 法第四十三条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 役務又は権利の内容
- 二～八（略）

(特定継続的役務提供における重要事項)

第三十七条の二 法第四十四条第一項第二号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名
- 三 商品の販売数量
- 四 商品の必要数量

(書類の備付け)

第三十八条 法第四十五条第一項に規定する業務及び財産の状況を記載した書類は、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書(会社以外の者にあつては、これらに準ずる書類)とする。

2 当該書類は、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に遅滞なく備え置かなければならない。

3 備え置いた書類は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間、保管すること。

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。
- 四・五 (略)

(特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付)

第三十九条の二 法第四十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定継続的役務提供等契約の内容及び関連商品の商品名
- 二 役務の対価又は権利の販売価格その他の特定継続的役務提

(書類の備付け)

第三十八条 法第四十五条第一項の規定により書類を備え置くときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 当該書類は、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に遅滞なく備え置くこと。

二 前号の規定により作成する書類は、様式第一によること。

三 備え置いた書類は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間、保管すること。

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三・五 (略)

供受領者等が支払わなければならない金銭の額

三 法第四十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により特定継続的役務提供等契約の解除等を行うことができること。

四 法第四十八条第二項から第七項までの規定に関する事項

五 役務提供事業者又は販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

六 特定継続的役務提供等契約の申込み又は締結を担当した者の氏名

七 特定継続的役務提供等契約の締結の年月日

八 関連商品がある場合には、当該商品を販売する者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 書面に記載するに際し、第一項第三号及び同項第四号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第三によること。

5 役務提供事業者又は販売業者は、法第四十八条第一項の書面を特定継続的役務提供受領者等に交付した際には、直ちに特定継続的役務提供受領者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第三号及び同項第四号に掲げる内容について特定継続的役務提供受領者等に告げなければならない。

(業務提供誘引販売取引における重要事項)

第三十九条の三 法第五十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 商品の効能

二 商品の商標又は製造者名

三 商品の販売数量

四 商品の必要数量

五 役務又は権利に係る役務の効果

(法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所)

第三十九条の四 法第五十二条第三項の経済産業省令で定める場所は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 営業所
- 二 代理店
- 三 露店、屋台店その他これらに類する店
- 四 前三号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であつて、店舗に類するもの

(誇大広告等の禁止)

第四十二条 法第五十四条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の種類、性能、品質若しくは効能、役務の種類、内容若しくは効果又は権利の種類、内容若しくはその権利に係る役務の効果
- 二 商品の原産地若しくは製造地、商標又は製造者名

(業務提供誘引販売取引における書面の交付)

第四十三条 法第五十五条第一項の規定により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその業務提供誘引販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

- 一 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第

(誇大広告等の禁止)

第四十二条 法第五十四条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 商品の性能、品質若しくは効能、役務の内容若しくは効果又は権利の内容若しくはその権利に係る役務の効果
- 二 商品の原産地若しくは製造地又は製造者名

(業務提供誘引販売取引における書面の交付)

第四十三条 法第五十五条第一項の規定により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者に交付する書面にはその業務提供誘引販売業に係る次の事項を明記しなければならない。

- 一 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第

二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

2・3 （略）

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一（五）（略）
- 六 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

第四十五条 （略）

2 書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一（略）	（略）

二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

2・3 （略）

第四十四条 法第五十五条第二項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一（五）（略）
- 六 割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る提供の方法により商品の販売又は役務の提供を行う場合には、同法第二十九条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は同法第三十条の四（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づきローン提携販売業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、商品の購入者又は役務の提供を受ける者はローン提供業者又は割賦購入あつせん業者に対抗することができること。

第四十五条 （略）

2 書面には、次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一（略）	（略）

二 (略)	三 当該契約の解除に関する事項(法第五十八條第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)
二 (略)	<p>イ 法第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、業務提供誘引販売取引の相手方は、書面によりその契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イに記載した事項にかかわらず、業務提供誘引販売取引の相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が法第五十二条第一項の規定に違反して業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が法第五十二条第二項の規定に違反して威迫したことににより困惑し、これらによつて業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者が交付した法第五十八條第一項の書面を当該業務提供誘引販売取引の相手方が受領した日から起算して二十日を経過するまでは、当該業務提供誘引販売取引の相手方は、書面によりその契約の解除を行うことができること。</p> <p>ハ イ又はロの契約の解除があつた場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引の相手方に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。</p> <p>ニ イ又はロの契約の解除は、業務提供誘引販売取引の相手方が、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ホ イ又はロの契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品(施設)を利用し及び役務</p>

二 (略)	三 当該契約の解除に関する事項(法第五十八條第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)
二 (略)	<p>イ 法第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過する日までの間は、書面によりその契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ イの契約の解除があつた場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができないこと。</p> <p>ハ イの契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずること。</p> <p>ニ イの契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品(施設)を利用し及び役務の提供</p>

の提供を受ける権利を除く。)の引渡しが既に
 されているときは、その引取りに要する費用は
 、その業務提供誘引販売業を行う者の負担とす
 ること。
 ヘ イ又は口の契約の解除があつた場合において
 、当該契約に係る商品の代金若しくは役務の対
 価の支払又は取引料の提供が行われているとき
 は、業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供
 誘引販売取引の相手方に対し、速やかに、その
 全額を返還すること。

3
 5 (略)

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)
 第四十六条 法第五十六条第四号の経済産業省令で定める行為は
 、次の各号に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 業務提供誘引販売取引の相手方の知識、経験及び財産の状
 況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと。
- 四 (略)

(業務提供誘引販売契約の解除の妨害後の書面の交付)

第四十六条の二 法第五十八条第一項の書面には、次に掲げる事
 項を記載しなければならない。

- 一 業務提供誘引販売取引についての契約の内容
- 二 法第五十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した
 日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提
 供誘引販売取引についての契約の解除を行うことができるこ
 と。

- 三 法第五十八条第二項及び第三項の規定に関する事項
- 四 業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電

を受け権利を除く。)の引渡しは既にされて
 いるときは、その引取りに要する費用は、その
 業務提供誘引販売業を行う者の負担とすること。
 ホ イの契約の解除があつた場合において、当該
 契約に係る商品の代金若しくは役務の対価の支
 払又は取引料の提供が行われているときは、業
 務提供誘引販売業を行う者は、速やかに、その
 全額を返還すること。

3
 5 (略)

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)
 第四十六条 法第五十六条第四号の経済産業省令で定める行為は
 、次の各号に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 (略)

話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

五 当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結を担当した者の氏名

六 契約年月日

2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4 前三項の規定により交付する書面は、様式第四によること。

5 業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十八条第一項の書面を業務提供誘引販売取引の相手方に交付した際には、直ちに業務提供誘引販売取引の相手方が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について業務提供誘引販売取引の相手方に告げなければならない。

(主務大臣に対する申出の手続き)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第五によること。

(主務大臣に対する申出の手続き)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により提出する申出書は、様式第二によること。